

桐生市地域おこし協力隊の

協力隊員1人を委嘱

未来を切り拓く新しい力

黒保根町の地域の活性化のため、新たに北條早さんを「地域おこし協力隊員」として、委嘱しました。

今後、北條さんは、水沼駅温泉センターに所属して、黒保根町の特産物の販売促進や地域食材を使用した新メニュー・新商品の開発などを担当します。

同町ですでに活動している宮木隊員とともに新たな視点や発想を取り入れ、地域活性化

化へ取り組んでいきます。

●地域おこし協力隊とは

人口減少や高齢化などに悩む地方自治体が、都市住民を任期最長3年間で受け入れ委嘱します。

自治体は、協力隊員に農林漁業の応援、住民の生活支援などの「地域協力活動」に従事してもらいながら、その地域への定住・定着を図り、地域の充実・強化を目指します。



水沼駅温泉センター

平成21年度に創設された制度で、協力隊員の報酬や活動経費に対して国の財政支援があり、平成28年度では、全国886の自治体で、3978人の協力隊員が活躍しています。

問い合わせは、黒保根支所 市民生活課庶務・税務係（☎962111）へ。



埼玉県出身
水沼駅温泉センター担当
ほしじょう さき
北條 早さん

御縁あってこの地でお仕事ができる事をうれしく思います。

任期中は、できるだけ多くの方と会話をし、足を運び、黒保根町の魅力に触れていきたいです。

元気で笑顔で活動して参ります。よろしくお願ひします。

国民年金第3号 被保険者の皆さんへ こんな時は手続きを

国民年金の「第3号被保険者」(厚生年金や共済年金に加入している配偶者に扶養されている20歳以上60歳未満の人)は、配偶者の転職、退職、死亡、65歳になったとき、又は本人の収入増、離婚などにより、配偶者の扶養でなくなった場合には、手続きをしなければなりません。該当する人は、市役所1階の市民課又は新里・黒保根支所市民生活課で手続きしてください。

問い合わせは、市民課年金係（☎内線273）又は桐生年金事務所（☎44-2311）へ。

10月1日に更新 国民健康保険被保険者証

国民健康保険の被保険者証を更新しますので、10月1日以降に保険医療機関などで受診するときは、新しい被保険者証を提示してください。

新しい被保険者証は、9月下旬に郵送します。親元を離れている学生を対象に交付する被保険者証も同時に送付します。新しい被保険者証の有効期限は、平成30年9月30日までです。ただし、平成29年10月1日から平成30年9月30日までに75歳を迎える人は誕生日の前日まで、65歳を迎える退職被保険者と退職被扶養者は誕生月の末日までです。外国人被保険者の有効期限

は、在留期限の翌日又は9月30日までとなっていますので、在留期限までとなっている人で、在留期間満了後も滞在予定の場合は在留期間の更新手続きをお願いします。

また、職場の健康保険に加入したときなどは、速やかに本人又は家族が国民健康保険の脱退手続きをしてください。

なお、被保険者証の裏面に臓器提供に関する意思表示の欄が設けられていますが、意思を表示することは被保険者の任意ですので、記入を強いるものではありません。

問い合わせは、医療保険課 国保係（☎内線258）へ。